**平成２３年（フ）第３８８号**
北九州市八幡西区浅川学園台４丁目６番10号　201
債務者　藤川美紀子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第１８１号**
宮崎県児湯郡川南町大字川南13508番地36
債務者　前山　京子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第１９４号**
岩手県岩手郡雫石町板橋７番地１
債務者　村井　大治
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２３年（フ）第２０４号**
盛岡市菜園１丁目４番１―302号、旧住所盛岡市本町通３丁目８番28号　メゾン本町103号
債務者　渡辺　文枝
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２３年（フ）第２０８号**
岩手県岩手郡岩手町大字江刈内第６地割56番地３　愛宕下東住宅21号
債務者　鈴木　恵子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２３年（フ）第４１号**
福島県郡山市大槻町字花輪前１番地の16
債務者　長岡　　誠
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２３年（フ）第８４号**
福島県郡山市横塚５丁目２番29号
債務者　大河内美穂
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２３年（フ）第１１３７号**
愛知県津島市金柳町字北脇205番地　ニューコーポ金柳一番館1007号
債務者　筧　　映子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第５３０号**
神戸市須磨区白川台５丁目７番地の５ロイヤルコーポ710号
債務者　岡田　貞雄
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第３９号**
兵庫県丹波市柏原町柏原2984番地１　県営住宅柏原南多田鉄筋団地４―101号
債務者　田中　純子（旧姓村野）
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

**平成２３年（フ）第３５号**
山口県大島郡周防大島町大字椋野1212番地１
債務者　中村　健一
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
山口地方裁判所岩国支部

**平成２３年（フ）第４２号**
山口県岩国市藤生町２丁目３番72号
債務者　藤村　昌輝
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
山口地方裁判所岩国支部

**平成２３年（フ）第１０９８号**
名古屋市千種区高見１丁目19番23号　メゾンドディセ105号
債務者　笠井　　久
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第２９８号**
北九州市小倉南区徳力４丁目18番８―204号
債務者　恵良田勝義
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第３６５号**
北九州市小倉北区田町６番27号　宮崎歯科ビル605号
債務者　原田　待子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第１７４号**
鹿児島県曽於郡大崎町菱田1317番地２、前住所神奈川県川崎市高津区久地２丁目６番60―109号　リバーフロント二子多摩川
債務者　平山　浩一
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２３年（フ）第８７号**
青森県八戸市大字大久保字長沢８番地40
債務者　大村　幸久
1　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２３年（フ）第１５１号**
奈良市中登美ヶ丘２丁目1984番地の44
債務者　西尾なつき
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
奈良地方裁判所